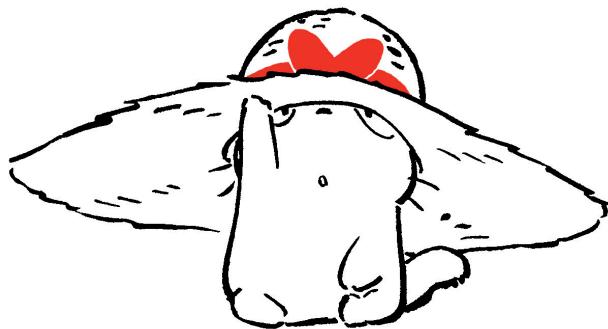


健康と信頼をお届けする



日清製粉グループ



© Studio Ghibli

第179回

定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2023年6月28日(水曜日)
午前10時(受付開始予定：午前9時)

■ 開催場所

東京都品川区北品川4丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)10名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

感染症対策として、会場の座席間隔を確保するため、ご用意できる席数に限りがございます。
書面又はインターネット等による事前の議決権行使もご検討下さいますようお願いいたします(詳細は本招集ご通知をご覧ください)。
上記の時刻・場所等に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nissin.com/ir/stock/meeting/>)に掲載させていただきます。

総会ご来場の株主様へのお土産の配布は行いません。

株式会社 日清製粉グループ本社

証券コード：2002

(証券コード 2002)

2023年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町一丁目 25 番地

株式会社日清製粉グループ本社

取締役社長 瀧 原 賢 二

第179回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第179回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第179回定時株主総会招集ご通知」及び「第179回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項」として掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。こちらからご確認される場合は、以下のウェブサイトへアクセスして、銘柄名（日清製粉グループ本社）又は証券コード（2002）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認下さい。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって、議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」をご検討の上、お手数ながら**2023年6月27日(火曜日)午後5時30分まで**に議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権の行使〕

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するよう折返しご送付下さい。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使〕

後記「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照いただき、上記の行使期限までに議決権行使ウェブサイトより議案に対する賛否をご投票下さい。

敬 具

記

- 1 日 時** 2023年6月28日(水曜日)午前10時
- 2 場 所** 東京都品川区北品川4丁目7番36号
東京マリオットホテル 地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム

上記の時刻・場所等に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

3 目的事項

報告事項

1. 第179期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第179期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)10名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

(1) 電子提供措置事項のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条第2項の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- (2) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等と議決権行使書の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

以上

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)に修正内容を掲載させていただきます。

- ◎ 総会当日の運営等につきましては、本招集ご通知とあわせてお送りする「第179回定時株主総会についてのご案内」をご覧ください。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主の方1名とさせていただきます。

議決権行使のご案内

事前に議決権を行使する場合

「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法により議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

※ 機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

1 書面(郵送)による 議決権行使の場合



- 議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2023年6月27日(火曜日)午後5時30分まで**に到着するようにご返送下さい。
- 議決権行使書に各議案の賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- インターネット等と議決権行使書の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

2 インターネット等による 議決権行使の場合



- 後記「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照の上、**2023年6月27日(火曜日)午後5時30分まで**に議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。
- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

当日ご出席の場合

お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

また、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主の方1名とさせていただきます。

会場や開始時刻、株主総会の運営方法等を変更する場合、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/>) に掲載させていただきますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

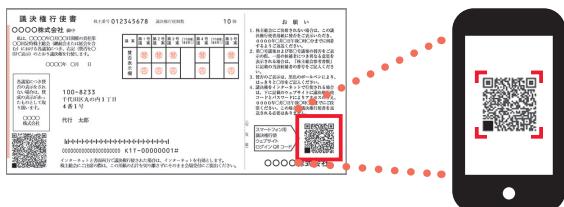
議決権行使期限

2023年6月27日(火曜日)午後5時30分まで



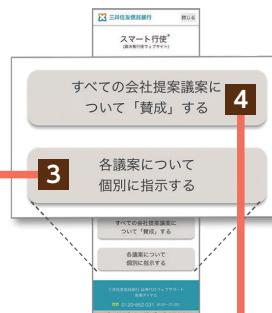
スマートフォンによるご行使

1 スマートフォン用 議決権行使ウェブサイトへアクセス



議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォン又はタブレット端末で読み取ります。

2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

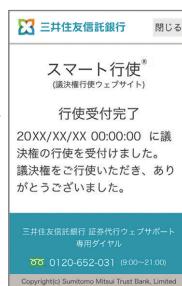
すべての会社提案議案について「賛成」する

3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力下さい。

4 ご行使完了



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押してご行使完了です。

議決権行使後に行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)へ直接アクセスしてご行使いただくことも可能です)。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議案及び参考事項

■ 第1号議案 剰余金の配当の件

会社の剰余金の配当に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向40%以上を基準として配当を行うことで、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当期は、豪州製粉事業における減損損失の計上により親会社株主に帰属する当期純損益が純損失となるものの、財務状況等を勘案し、当期の期末剰余金の配当につきましては下記のとおりとさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金を含めた当期の年間配当金は1株につき40円（前期に比べ1円の増配）となります。

なお、本議案をご承認いただきますと、株式分割において1株当たりの配当金の調整は行わずに実質増配いたしました2014年3月期以降、10期連続の増配となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき21円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は6,247,988,082円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日といたしたいと存じます。

■ 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段陳述すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	瀧原 賢二 再任	取締役社長 企画本部長	10回／10回（100%）
2	増島 直人 再任	取締役専務執行役員 総務本部長 人事・労務本部長	13回／13回（100%）
3	山田 貴夫 再任	取締役専務執行役員	13回／13回（100%）
4	いわ岩 崎 浩一 再任	取締役常務執行役員	13回／13回（100%）
5	みし 伏 屋 和彦 再任 社外取締役 独立役員	取締役	13回／13回（100%）
6	なが 永 井 素夫 再任 社外取締役 独立役員	取締役	12回／13回（92.3%）
7	えん 遠 藤 信博 再任 社外取締役 独立役員	取締役	10回／10回（100%）
8	い 伊 藤 裕 朗 新任	常務執行役員 R&D・品質保証本部長	—
9	すず 鈴 木 栄 一 新任	執行役員 経理・財務本部長	—
10	いわ 岩 橋 恭彦 新任	常務執行役員	—

（注）瀧原賢二氏と遠藤信博氏の出席状況については、2022年6月28日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。



1 再任

たき ほん けん じ
瀧原 賢二

生年月日 1966年 2月 3日生
候補者の有する当社の株式の数 42,160株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1988年 4月 当社入社
 2013年 6月 日清製粉株式会社取締役
 2016年 6月 当社執行役員
 2017年 6月 当社取締役
 2019年 6月 当社常務執行役員
 日清製粉株式会社常務取締役
 2021年 6月 日清製粉株式会社専務取締役
 2022年 6月 当社取締役社長
 日清製粉株式会社取締役会長 (現在に至る)
 2023年 4月 当社取締役社長企画本部長 (現在に至る)
 [日清製粉株式会社取締役会長]

取締役候補者とした理由

瀧原賢二氏は、製粉事業に関する豊富な経験・実績を有することに加え、当社社長として持株会社の経営を牽引してきたことから、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者となりました。



2 再任

ます じま なお と
増島 直人

生年月日 1960年 9月 11日生
候補者の有する当社の株式の数 33,981株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1983年 4月 当社入社
 2014年 6月 当社執行役員企画本部GS (国際)
 兼同本部中国室長
 2015年 6月 日清製粉株式会社取締役経営企画部長
 兼海外事業本部長
 2016年 6月 日清製粉株式会社常務取締役経営企画部長
 兼海外事業本部長
 2017年 6月 当社取締役総務本部長
 2019年 6月 当社常務執行役員総務本部長
 2021年 6月 当社取締役常務執行役員総務本部長
 2022年 6月 当社取締役専務執行役員総務本部長
 2023年 6月 当社取締役専務執行役員総務本部長
 兼人事・労務本部長 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

増島直人氏は、総務・人事や経営企画・海外事業等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。



3 再任

やま だ たか お
山田 貴夫

生年月日 1960年9月27日生
候補者の有する当社の株式の数 41,796株

■ 略歴・当社における地位及び担当〔重要な兼職の状況〕

1983年4月 当社入社
2011年6月 日清製粉株式会社取締役東京営業部長
2012年6月 当社執行役員
2013年6月 当社取締役
日清製粉株式会社常務取締役営業本部長
2015年4月 日清製粉株式会社専務取締役営業本部長
2017年4月 日清製粉株式会社取締役社長（現在に至る）
2019年6月 当社取締役常務執行役員
2022年6月 当社取締役専務執行役員（現在に至る）
〔日清製粉株式会社取締役社長（代表取締役）〕

取締役候補者とした理由

山田貴夫氏は、製粉事業の経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者といいたしました。



4 再任

いわ さき こう いち
岩崎 浩一

生年月日 1956年9月12日生
候補者の有する当社の株式の数 67,800株

■ 略歴・当社における地位及び担当〔重要な兼職の状況〕

1980年4月 当社入社
2012年6月 当社取締役
日清フーズ株式会社取締役社長
2014年6月 当社常務取締役
2015年6月 トオカツフーズ株式会社取締役
2017年6月 当社執行役員
トオカツフーズ株式会社取締役副会長
2019年6月 当社取締役常務執行役員事業開発本部長
2019年7月 トオカツフーズ株式会社取締役会長
（現在に至る）
2022年7月 当社取締役常務執行役員（現在に至る）
株式会社日清製粉デリカフロンティア
取締役社長（現在に至る）
〔株式会社日清製粉デリカフロンティア取締役社長（代表取締役）〕
〔トオカツフーズ株式会社取締役会長（代表取締役）〕

取締役候補者とした理由

岩崎浩一氏は、中食・惣菜事業や加工食品事業の経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者といいたしました。

**5****再任** 社外取締役 独立役員ふし や かず ひこ
伏屋 和彦生年月日 1944年 1 月26日生
候補者の有する当社の株式の数 6,000株**■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]**

1967年 4 月 大蔵省入省
 1999年 7 月 国税庁長官
 2001年 7 月 国民生活金融公庫副総裁
 2002年 7 月 内閣官房副長官補
 2006年 1 月 会計検査院検査官
 2008年 2 月 会計検査院長
 2009年 1 月 定年退官
 2009年 6 月 当社監査役
 2015年 6 月 当社取締役 (現在に至る)
 [一般社団法人日本内部監査協会会長]

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伏屋和彦氏は、大蔵省(現財務省)等において要職を歴任し、豊富な経験と高度な専門的知識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたって引き続き期待される上記の役割を果たしていただきたいと考え、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

**6****再任** 社外取締役 独立役員なが い もと お
永井 素夫生年月日 1954年 3 月 4 日生
候補者の有する当社の株式の数 1,400株**■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]**

1977年 4 月 株式会社日本興業銀行入行
 2005年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員
 2007年 4 月 同行常務執行役員
 2011年 4 月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員
 2011年 6 月 同行取締役副社長(代表取締役)
 兼副社長執行役員
 2014年 4 月 同行理事
 2014年 6 月 同行理事退任
 2015年 6 月 当社監査役
 2019年 6 月 当社取締役 (現在に至る)
 [日産自動車株式会社社外取締役]
 [オルガノ株式会社社外取締役]

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

永井素夫氏は、金融機関の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたって引き続き期待される上記の役割を果たしていただきたいと考え、社外取締役候補者といたしました。



7

再任 社外取締役 独立役員

えん どう のぶ ひろ
遠藤 信博生年月日 1953年11月8日生
候補者の有する当社の株式の数 400株

■ 略歴・当社における地位及び担当〔重要な兼職の状況〕

1981年4月 日本電気株式会社入社
2006年4月 同社執行役員
兼モバイルネットワーク事業本部長
2009年4月 同社執行役員常務
2009年6月 同社取締役執行役員常務
2010年4月 同社代表取締役執行役員社長
2016年4月 同社代表取締役会長
2019年6月 同社取締役会長
2022年6月 同社特別顧問（現在に至る）
当社取締役（現在に至る）

[日本電気株式会社特別顧問]
[株式会社日本取引所グループ社外取締役]
[住友ファーマ株式会社社外取締役]
[東京海上ホールディングス株式会社社外取締役]
[一般社団法人日本経済団体連合会副会長]

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

遠藤信博氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたって引き続き期待される上記の役割を果たしていただきたいと思います。社外取締役候補者いたしました。



8

新任

い どう やす お
伊藤 裕朗生年月日 1958年9月16日生
候補者の有する当社の株式の数 52,710株

■ 略歴・当社における地位及び担当〔重要な兼職の状況〕

1982年4月 当社入社
2010年6月 日清製粉株式会社取締役品質保証部長
2012年4月 当社執行役員
R&D・品質保証本部本部長補佐
2012年6月 当社執行役員
R&D・品質保証本部品質保証部長
2013年6月 日清フーズ株式会社取締役
2016年6月 当社執行役員
R&D・品質保証本部副本部長
兼同本部品質保証部長
日清フーズ株式会社常務取締役
2017年6月 当社執行役員R&D・品質保証本部副本部長
2020年6月 当社常務執行役員R&D・品質保証本部長
（現在に至る）

取締役候補者とした理由

伊藤裕朗氏は、研究開発・品質保証等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。



9 新任

すずき けいいち
鈴木 栄一

生年月日 1964年 3 月 3 日生
候補者の有する当社の株式の数 5,700株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1987年 4 月 当社入社
2013年 6 月 当社経理・財務本部経理部長
2019年 6 月 当社執行役員経理・財務本部経理部長
2020年 6 月 当社執行役員経理・財務本部長
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

鈴木栄一氏は、経理・財務等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者となりました。



10 新任

いわの たかひこ
岩橋 恭彦

生年月日 1964年10月 6 日生
候補者の有する当社の株式の数 30,816株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1987年 4 月 当社入社
2013年 6 月 日清フーズ株式会社取締役開発センター所長
2014年 4 月 日清フーズ株式会社取締役加工食品事業部長
2015年 6 月 当社執行役員
2018年 6 月 日清フーズ株式会社常務取締役
加工食品事業部長
2019年 6 月 当社常務執行役員(現在に至る)
2020年 6 月 日清フーズ株式会社常務取締役
プロダクトマネジメント統括部長
2021年 6 月 日清フーズ株式会社専務取締役
プロダクトマネジメント統括部長
2022年 1 月 株式会社日清製粉ウェルナ専務取締役
プロダクトマネジメント統括部長
2022年 6 月 株式会社日清製粉ウェルナ専務取締役
2023年 4 月 株式会社日清製粉ウェルナ取締役社長
(現在に至る)

[株式会社日清製粉ウェルナ取締役社長(代表取締役)]

取締役候補者とした理由

岩橋恭彦氏は、加工食品事業に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、伏屋和彦、永井素夫、遠藤信博の3氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。
3. 当社は、当社及び当社国内子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
4. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 伏屋和彦、永井素夫、遠藤信博の3氏は、社外取締役候補者であります。また、3氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」(インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/pdf/independence.pdf>)) に掲載しております。)を満たしておりますので、3氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (2) 伏屋和彦氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約8年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約14年であります。
- (3) 永井素夫氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約4年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約8年であります。
- (4) 遠藤信博氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約1年であります。
- (5) 永井素夫氏は、2023年6月開催のオルガノ株式会社の定時株主総会終結の時をもって同社社外取締役を退任する予定であります。
- (6) 永井素夫氏が2019年6月まで社外監査役(常勤)を務め、同月から社外取締役を務める日産自動車株式会社は、国内車両製造工場における完成検査に関して不適切な取り扱いがあったとして、国土交通省より2018年12月19日に業務改善指導を受けております。また、同社が過去に提出した有価証券報告書において開示した役員報酬の虚偽記載等に関し、2020年2月27日付で金融庁長官から課徴金納付命令の決定を受けたほか、当該役員報酬の虚偽記載に関し、金融商品取引法違反(虚偽有価証券報告書提出罪)により同社及び同社の元役員2名が起訴され、同社及び同社の元役員1名が2022年3月3日に有罪判決を受けました(会社については判決が確定しています)。加えて、同社の元役員1名が会社法違反(特別背任罪)により起訴されております。永井素夫氏は、これらの原因となった事実が明らかになるまで当該問題を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っており、また、当該事実認識後は、当該事実の徹底的な調査及び再発防止を指示するなど、その職責を適切に果たしております。
- (7) 遠藤信博氏が2016年6月から2018年6月まで社外取締役を務めた株式会社かんぽ生命保険は、同社の不適正な保険募集等に関し、2019年12月27日に、金融庁より業務停止命令及び業務改善命令を受けております。遠藤信博氏は、在任中、これらの原因となった事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、コンプライアンス意識の徹底を図るなど、その職責を適切に果たしております。
- (8) 遠藤信博氏が社外取締役を務める株式会社日本取引所グループは、2020年10月1日に同社の子会社である株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の株式売買システムにおいて発生した障害及びそれを契機として東証の全ての取引が終日停止したことを受けて、障害が発生した機器の自動切替え機能の設定に不備があったことや、売買再開に係る東証のルールが十分でなかったことなどが認められたとして、2020年11月30日に、金融庁より業務改善命令を受けております。遠藤信博氏は、本件事実発生前から、同社の取締役会において、安定性及び信頼性の高い市場運営のあり方について適宜提言を行っており、本件事実発生後は、同社が設置した調査委員会の委員として、本障害発生の真因、事前及び事後の対応の妥当性並びに再発防止措置等の事項に関して評価及び提言等を行うとともに、同社の取締役会において、同委員会の調査状況及び調査結果について報告を行うなど、その職責を適切に果たしております。

■ 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役 大内 章、伊東 敏、富田美栄子の3氏は任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	おお うち しょう 大 内 章 再任	取締役（常勤監査等委員）	13回／13回（100%）
2	とみ た み え こ 富 田 美 栄 子 再任 社外取締役 独立役員	取締役（監査等委員）	12回／13回（92.3%）
3	かね こ ひろ と 金 子 寛 人 新任 社外取締役 独立役員	—	—



1 再任

おおうち しょう
大内 章

生年月日 1961年2月13日生
候補者の有する当社の株式の数 19,740株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1983年4月 当社入社
2014年6月 当社経理・財務本部財務部長
2015年6月 当社執行役員経理・財務本部財務部長
2018年6月 当社監査役
2019年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現在に至る)

監査等委員である取締役候補者とした理由

大内 章氏は、経理・財務や監査に関する豊富な経験・実績に基づき監査等委員である取締役として適切に監査・監督を行っており、客観的な立場から当社の業務執行の監査・監督を行う監査等委員として適任であると判断したため、監査等委員である取締役候補者いたしました。



2 再任 社外取締役 独立役員

とみ た み え こ
富田 美栄子

生年月日 1954年8月15日生
候補者の有する当社の株式の数 0株

■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]

1980年4月 弁護士登録
西・井関法律事務所(現西綜合法律事務所)
入所
2001年4月 東京地方裁判所民事調停委員(現在に至る)
2017年4月 西綜合法律事務所代表(現在に至る)
2019年6月 当社取締役(監査等委員)(現在に至る)
[弁護士 西綜合法律事務所代表]
[ファンック株式会社社外取締役(監査等委員)]
[鉄建建設株式会社社外取締役]
[東京電力パワーグリッド株式会社社外監査役]

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

富田美栄子氏は、弁護士としての高い専門性と企業法務に関する豊富な経験に基づき監査等委員である社外取締役として主に適法性の観点から適切に監査・監督を行っていただいております、引き続き期待される上記の役割を客観的な立場から果たしていただきたいと考え、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

**3****新任 社外取締役 独立役員****かね ひろと
金子 寛人**生年月日 1957年 2月26日生
候補者の有する当社の株式の数 0株**■ 略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]**

1980年 4月 アーサーアンダーセン会計事務所
東京事務所入所
1983年 3月 公認会計士登録
1988年 6月 Arthur Andersen Germany
Duesseldorf事務所赴任
1999年 9月 アーサーアンダーセン(現KPMG)パートナー
2000年 7月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)
代表社員
2005年 6月 有限責任あずさ監査法人IFRS本部副本部長
2015年 7月 同監査法人常務理事
2021年 7月 金子寛人公認会計士事務所所長(現在に至る)
[公認会計士 金子寛人公認会計士事務所所長]
[株式会社エイチ・アイ・エス社外取締役]

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金子寛人氏は、公認会計士として豊富な監査経験と国内外の財務及び会計に関する高度な専門的知識を有する方であり、その知識と経験に基づき当社の業務執行の監査・監督を行う監査等委員として適任な方と判断し、当社のガバナンス及びリスクマネジメントの強化のため、期待される上記の役割を客観的な立場から果たしていただきたいと考え、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏は、社外取締役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、大内 章、富田美栄子の両氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。
 3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、金子寛人氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、当社及び当社国内子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
 5. 監査等委員である社外取締役候補者に関する事項
 - (1) 富田美栄子、金子寛人の両氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」(インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/pdf/independence.pdf>))に掲載しております。を満たしておりますので、両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - (2) 富田美栄子氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約4年であります。

以 上

ご参考：本定時株主総会後の取締役（予定）の専門性等（スキルマトリックス）

氏名	企業経営 経営戦略	グローバル	財務・会計	法務・ リスク管理	人事・労務 人材開発	環境・社会	営業・ マーケティング (EC等含む)	調達・生産	技術・デジタル ・研究開発
瀧原 賢二	●	●		●		●		●	●
増島 直人		●		●	●	●		●	
伊藤 裕朗				●	●	●		●	●
鈴木 栄一			●	●	●				
山田 貴夫	●				●		●	●	●
岩崎 浩一	●				●		●	●	●
岩橋 恭彦	●				●		●	●	●
伏屋 和彦		●	●	●		●			
永井 素夫	●	●	●				●		
遠藤 信博	●	●			●		●	●	●
大内 章			●	●					
富田美栄子				●	●				
安藤 隆春		●		●	●	●			
金子 寛人		●	●						

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当社グループを取り巻く環境及び当社グループの業績

当期につきましては、国内で新型コロナウイルス感染症の再拡大があったものの、感染対策と社会経済活動の両立が進み、景気は緩やかに持ち直しております。一方、原材料価格の高騰、エネルギー価格の上昇、為替相場の円安の影響等もあり、企業物価指数が歴史的な上昇を見せしており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような中、当社グループは、小麦粉をはじめとする「食」の安定供給を確保し、各事業において安全・安心な製品をお届けするという使命を果たすとともに、最優先課題である食糧インフレ、コストインフレへの対応として、コストアップ分の適正な価格転嫁と並行して、値ごろ感のある製品、付加価値製品の開発・販売等に取り組んでまいりました。

昨年10月には、事業を通じて社会貢献を果たし、食の中心企業として成長を継続していくために、「日清製粉グループ 中期経営計画2026」を策定しました。持続可能な社会に関わる環境課題への対応やデジタル技術等の活用は、当社グループの持続的成長に不可欠であり、より一層重要度が高まっております。こうした事業環境の変化を踏まえ、当社グループの目指す姿の実現に向けて、「事業ポートフォリオの再構築によるグループ成長力の促進」、「ステークホルダーとの関係に対する考え方を明確にした経営推進」、「ESGを経営方針に取り込み、社会の動きに合わせて実行」の3つを基本方針として経営を推進してまいります。

その一環として、本年1月に、製粉事業の子会社である日清製粉株式会社が、国内製粉事業における競争力の

強化を目的として、熊本製粉株式会社の発行済株式の85%を取得しました。

また本年3月に、製粉事業の米国子会社であるMiller Milling Company,LLCのサギノー工場に新ラインを増設し、同工場の生産能力を約40%増強することを決定しました。

さらに、加工食品事業の子会社である株式会社日清製粉ウェルナにおいては、ブランドの認知度向上を図るため、広告宣伝施策を展開しました。

当期の業績につきましては、売上高は、製粉事業における国内の麦価改定に伴う小麦粉価格改定の実施、海外の小麦相場上昇や為替換算の影響等により7,986億81百万円(前期比117.5%)となりました。利益面では、食品事業において加工食品や医薬品原薬等の出荷減、原材料等の想定以上のコスト上昇に製品価格改定が後追いとなったこと、インドイースト事業の立上げ費用の発生等により減益となったものの、製粉事業において、国内のふすま販売価格が堅調に推移したこと、海外の業績が好調に推移したことに加え、豪州製粉事業の減損損失計上に伴いのれん等の償却費が減少したこと等により、営業利益は328億31百万円(前期比111.6%)となりました。経常利益は、持分法による投資損益は減益となったものの営業利益の増益により、330億51百万円(前期比101.3%)となりました。第2四半期には、豪州における新型コロナウイルス感染症対策の影響による市場の変化やサプライチェーンの混乱、ウクライナ情勢に起因した資源や穀物相場の高騰等の状況を受け、事業計画について実現可能性を慎重に再検証し、新たな事業計画を策定し

た結果、当初の事業計画から乖離することとなり、豪州製粉事業におけるのれんを含む固定資産について減損損失を計上しました。これにより、親会社株主に帰属する当期純損益は、第三四半期及び第四四半期に政策保有株式の売却益の計上はあったものの、103億81百万円の損失となりました。

当期の配当につきましては、豪州製粉事業における減損損失の計上により当期純損失となるものの、財務状況等を勘案し、株主の皆様への一層の利益還元として、前期より1円増額の1株当たり40円を予定しております。

②当社グループの営業概況

当社グループは、国内においてはすべての領域にわたり、販売促進活動の強化、生産性向上に努めるとともに、引き続きコスト削減や調達コストに見合った適正な利益の確保に取り組みました。また、海外においても、事業基盤強化のための施策を積極的に推進しました。

新製品開発では、新規性、独自性があり、高い付加価値を持った製品の継続的な開発を行い、新市場の開拓に注力しました。

また、高品質で安全・安心な製品をお届けするため、品質管理体制の一層の強化・充実に努めてまいりました。当社グループ各事業の営業概況は以下のとおりです。

製粉事業

売上高構成比 52.6%

国内製粉事業につきましては、行動制限の解除に伴う人流の増加等により、外食需要等が回復傾向にある中、拡販の取組みを進めたものの、製品価格改定に伴う需要減退の影響等により出荷は前年を下回りました。また、昨年4月に輸入小麦の政府売渡価格が5銘柄平均で17.3%引き上げられたことを受け、6月に業務用小麦粉の価格改定を実施しました。なお、昨年10月は政府の物価対策緊急措置により、政府売渡価格が据え置きとなったため、業務用小麦粉の価格も据え置きました。

海外製粉事業につきましては、出荷の堅調な推移や小麦相場の上昇、為替換算の影響等により売上げは前年を大幅に上回りました。

この結果、製粉事業の売上高は4,197億82百万円(前期比133.9%)となりました。営業利益は、国内製粉事業において、出荷が前年を下回り、エネルギー価格や物流費等のコストが上昇したものの、副産物のふすま販売価格が堅調に推移したこと、海外製粉事業において、業績が好調に推移したことに加え、豪州製粉事業の減損損失計上に伴いのれん等の償却費が減少したこと等により、176億18百万円(前期比205.2%)となりました。

■ 売上高

4,197億82百万円

食 品 事 業

売上高構成比 23.5%

加工食品事業につきましては、国内において、原材料等のコスト上昇に伴う対応として昨年7月以降製品価格改定を実施するとともに、変化する消費者ニーズに対応した値ごろ感のある製品、付加価値製品の開発・上市を行いました。また、海外において、製品価格改定を実施したことや為替換算の影響もあり、加工食品事業の売上げは前年を上回りました。

酵母・バイオ事業につきましては、国内では、原材料価格やエネルギー価格の高騰を受け、昨年7月と11月にイースト等の価格改定を実施したこと、海外では、昨年8月からインドでイースト事業を開始したことにより、売上げは前年を上回りました。

健康食品事業につきましては、医薬品原薬等の出荷減により、売上げは前年を下回りました。

この結果、食品事業の売上高は1,879億88百万円(前期比102.7%)となりました。営業利益は、加工食品や医薬品原薬等の出荷減、原材料等の想定以上のコスト上昇に製品価格改定が後追いとなったこと、インドイースト事業の立上げ費用の発生等により、60億37百万円(前期比48.6%)となりました。

■ 売上高

1,879億88百万円

中食・惣菜事業

売上高構成比 18.5%

中食・惣菜事業につきましては、行動制限の解除に伴う人流の増加等により、主要取引先であるコンビニエンスストアを中心に需要が回復する中、付加価値品の売上げが伸長しました。

この結果、売上高は1,474億87百万円(前期比106.6%)、営業利益は32億84百万円(前期比104.5%)となりました。

また、昨年7月には、成長分野を主力事業に育てるための組織体制強化として、中食・惣菜事業を統括する中間持株会社である株式会社日清製粉デリカフロンティアを設立しました。

■ 売上高

1,474億87百万円

その他事業

売上高構成比 5.4%

エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリングにおける大型工事の減少により、売上げは前年を下回りました。

メッシュクロス事業につきましては、太陽光パネル向けスクリーン印刷用資材の出荷増により、売上げは前年を上回りました。

この結果、その他事業の売上高は434億23百万円(前期比96.8%)、営業利益は、エンジニアリング事業における工事コスト管理の徹底による収益改善やメッシュクロス事業の増収効果等により57億46百万円(前期比111.4%)となりました。

なお、昨年12月には、メッシュクロス事業のタイ子会社において、自動車産業の需要増に対応するため、成形フィルター工場を増設することを決定しました。

■ 売上高

434億23百万円

(2) 対処すべき課題

① 経営の基本方針

当社グループは、「信を万事の本と為す」と「時代への適合」を社是に、「健康で豊かな生活づくりに貢献する」を企業理念として、1900年の創業以来、事業を通じて社会貢献を果たし、食の中心企業として成長を継続してまいりました。また、グループ各社は「健康」を常に念頭においた製品やサービスの開発と提供に努め、「信頼」を築き上げるという決意をこめて「健康と信頼をお届けする」をコーポレートスローガンとしております。

これらの基本的な理念のもと、当社グループは長期的な企業価値の極大化を経営の基本方針とし、コア事業と成長事業へ重点的に資源配分を行いつつ、グループ経営を展開しております。

また、企業価値を高める規律としてのガバナンス(G)を強化し、環境(E)・社会(S)への取組みを事業戦略と深く関連させたサステナビリティ経営を推進していくことで、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、株主、顧客、取引先、社員、社会等の各ステークホルダーから積極的に支持され続ける企業グループとして発展を目指してまいります。

② 中長期的な会社の経営戦略及び目標とする経営指標

当社グループは、「事業ポートフォリオの再構築によるグループ成長力の促進」、「ステークホルダーとの関係に対する考え方を明確にした経営推進」、「ESGを経営方針に取り込み、社会の動きに合わせて実行」の3点を基本方針とする5年間(2022年度から2026年度)の中期経営計画「日清製粉グループ 中期経営計画2026」の達成に向けて取り組んでおります。最終年度である2026年度の数値目標は、積極的な戦略投資を実行し、売上高9,000億円、営業利益480億円、EPS(1株当たり純利益)110円

とし、EPS成長を継続することで、株主の皆様に対して、適切なTSR(株主総利回り)の実現を目指してまいります。

■「日清製粉グループ 中期経営計画2026」の概要 (2022年度～2026年度)

<数値目標>

	2026年度目標	5年CAGR ※	(基準年度) 2021年度実績
売上高	9,000億円	5.8%	6,797億円
営業利益	480億円	10.3%	294億円
営業利益率	5.3%	—	4.3%
EPS	110円	13.3%	59円
ROE	7.0%	—	4.0%

※年平均成長率

<基本方針>

1. 事業ポートフォリオの再構築によるグループ成長力の促進

120年以上の歴史の中で築いてきた高い技術力と生産性、お客様からの信頼に裏付けされた強固な販売基盤等、当社グループの強みを活かせる事業領域において、今後も事業ポートフォリオの再構築を行い、4つの戦略(事業競争力強化戦略、研究開発戦略、新規事業開発・M&A戦略、デジタル戦略)を柱にグループ全体及び各事業の競争力を強化します。

1) 事業競争力強化戦略

『(競争上意義のある区分で)一定の事業領域においてトップであるか、トップになりうる事業』を基準として事業ポートフォリオの選択と集中を推進してまいります。

2) 研究開発戦略

「健康機能性素材」、「中食・惣菜加工技術」、

「フードテック」、「自動化」を重点研究開発領域とし、事業を通じて社会課題を解決する循環成長を生み出してまいります。

3) 新規事業開発・M&A戦略

既存事業の競争優位の確保や、製粉、加工食品、酵母、中食・惣菜に次ぐ屋台骨となる事業の獲得・育成、さらにはフードテックや機能性素材等の新領域における将来のイノベーションを見据え、スタートアップ等との協業やM&Aを通じて新規事業開発を推進してまいります。

4) デジタル戦略

積極的にデジタル技術を取り入れ、生産性の飛躍的向上や、既存事業のモデルチェンジ、新しい事業モデルの創造を図り、競争力を高めてまいります。また、システム体制の検証、見直しを継続的に行い、サイバー攻撃等への耐性を強化するとともに、デジタル人材の確保・育成を推進してまいります。

【事業競争力強化戦略の重点テーマ】

ア) 国内製粉、加工食品、酵母事業のコアビジネス(中核事業)としての継続、発展

各事業で培ってきた強みを発揮し、新たな価値の提供によりシェアを高め、適正な価格を維持します。また、異次元のコスト削減を実行することで高い水準の利益を確保し、今後も当社グループの中心的な役割を果たしてまいります。

イ) 海外事業(現地完結型)の成長戦略

国内における当社グループの強みを活かせることを確認した上で投資を進めていくことを基本とし、下記テーマに取り組んでいくことで、利益成長を目指してまいります。

海外製粉事業……………	豪州製粉事業の業績改善 米国製粉事業等の高収益の維持、 強化に向けた取組み
海外加工食品事業………	次なる投資の検討(プレミックス、 パスタ、パスタソース、冷凍食品) 日本向け加工食品の海外生産拠点を 活用した現地販売の推進
インドイースト事業…	事業の順調な立上げ、及びフル稼働による利益成長の実現

ウ) 中食・惣菜事業の成長戦略

事業を統括するために設立した中間持株会社である株式会社日清製粉デリカフロンティアを中心に、競合他社との競争に勝てるコスト競争力の確保を図るとともに、製粉、加工食品事業との連携による小麦粉、プレミックス、パスタをはじめとする食に関する開発力を背景に当社グループの総和として売上拡大を目指してまいります。

エ) 健康・バイオ事業の方向性

健康食品事業が取り組むパーソナルニュートリション(各個人専用の健康食品等の提案)と、バイオ事業が進めるバイオマーカー(AGEs等)とのシナジーを図り、健康・バイオ事業の成長実現を目指してまいります。

オ) エンジニアリング・メッシュクロス事業の方向性

世界的に見ても高い技術力、知見を有するエンジニアリング事業(粉体技術及び食品プラント建設技術)とメッシュクロス事業(メッシュ技術)は、外部との連携も念頭に更なる業容拡大を目指すとともに、最先端の電子部品市場や環境関連市場等、両技術が活用される領域における事業連携を図ってまいります。

カ) 新規事業へのチャレンジ

既存事業の競争優位の確保や、新たに将来の

屋台骨となる事業の獲得・育成、さらにはフードテックや機能性素材等の新領域におけるイノベーションを見据え、スタートアップ等との協業やM&Aを通じて、中長期視点での新規事業開発を推進してまいります。

2. ステークホルダーとの関係に対する考え方を明確にした経営推進

当社グループの第一の存在意義は、主要食糧である小麦粉や小麦粉関連製品を含めた「食」の安定供給にあることを認識し、すべてのステークホルダーを大切に、世の中から信頼される企業を目指します。

株主	長期的企業価値の向上を図り、適切なTSR(株主総利回り)を実現する。
顧客	製品・サービスあらゆる面で期待以上の価値を提供する。
社員	適正な報酬と職場環境を確保し、必要なスキルの習得を支援する。
取引先	公平・公正かつ倫理観を持って対応し、イコールパートナーとなる。
社会	社会との共生を図り、環境にやさしい企業となる。

3. ESGを経営方針に取り込み、社会の動きに合わせて実行

持株会社である当社をはじめ各事業の経営トップの責務として、企業価値の極大化を追求し、社会の動きに合わせてESG課題に主体的に取り組んでまいります。とりわけ世界の持続可能性に関わるE(環境)への対応を経営の最重要事項に位置付けます。

<資本政策>

小麦粉をはじめとした主要食糧等の安定供給という社会的責任を十分に勘案し、資本効率の向上と財務の安定性のバランスを取りながら資本構成を適切にコントロールしてまいります。中期経営計画期間5年間で得ら

れる営業キャッシュ・フロー及び政策保有株式売却等で得られるキャッシュについては、将来に向けた成長投資及びサステナブル投資、維持更新等の通常投資、株主還元等に適切に配分してまいります。

また、長期的スタンスで安定的に利益還元を行っていくことを基本とし、連結ベースでの配当性向40%以上を保持します。なお、配当水準は業績を踏まえ決めていくものの、増配は常に前向きに検討してまいります。

5年間累計のキャッシュ・フロー計画



③経営環境及び対処すべき課題

国内外の食品業界では、穀物・エネルギー価格の高騰をはじめとした世界的な食糧インフレ、コストインフレが継続しており、事業環境にも大きく影響が及んでおります。また、中長期的には、世界の持続可能性に関わる地球温暖化や、人権問題等の社会課題への意識の高まり、デジタル技術やフードテック等の技術革新の急速な進展等、事業環境が大きく変化していくことが想定されます。

そのような中、当社グループでは、事業を通じて社会貢献を果たし、食の中心企業として成長を継続するために、小麦粉をはじめとする「食」の安定供給という社会的使命を果たしていくとともに、2023年度は、事業ポートフォリオの再構築によるグループ成長力の促進、食糧インフレへの対応、豪州製粉事業の業績回復、環境政策、デジタル戦略を最優先課題として取り組んでまいります。

<2023年度の最優先課題>

1. 事業ポートフォリオの再構築によるグループ成長力の促進

事業競争力強化戦略の重点テーマである「国内製粉、加工食品、酵母事業のコアビジネス(中核事業)としての継続、発展」、「成長事業である海外事業、中食・惣菜事業の収益拡大」、「健康・バイオ事業、エンジニアリング事業、メッシュクロス事業、新規事業の成長」に取り組んでまいります。

コアビジネス(中核事業)においては、利益成長を実現するために必要な投資を行い、また、成長事業においては、伸長が見込める市場への投資を加速させ、事業ポートフォリオの再構築を実行してまいります。

2. 食糧インフレへの対応

2022年度はウクライナ情勢に起因した食糧インフレへの対応を最優先課題として取り組んでまいりましたが、本年4月から当社グループの主原料である輸入小麦の政府売渡価格が引き上げられることで、食糧インフレへの対応を引き続き重要課題とし、強い意志を持って確実に取り組んでまいります。

3. 豪州製粉事業の業績回復

豪州製粉事業においては、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響等により市場環境が変容したことを受け、2022年度第2四半期に減損損失を計上しました。業績回復に向け、新たな事業計画に基づき、コアとなる事業基盤を確保した上で、4つの施策(継続的なコスト削減、強みを活かせる主力製品での売上拡大、収益性の高い市場の選択、ブランド化)を実施するとともに、「価格改定」、「生産性向上」による効果を発現させ、2026年度に2021年度比で42百万豪州ドル(※)の増益を目指してまいります。
(※)約40億円(1豪州ドル=95円)。減損損失の計上に伴うのれんを含む固定資産の償却費負担減少の影響を除く。

4. 環境政策

当社グループでは、2050年にグループの自社拠点におけるCO₂排出量実質ゼロを目指す長期目標を設定し、その通過点として2030年度までにグループの自社拠点におけるCO₂排出量50%削減(2013年度比)を掲げております。目標達成に向けては、従来の取組みを超えた積極的なCO₂排出量削減を行う必要があり、ロードマップに基づいて最大限の省エネ設備及び再生可能エネルギー設備の導入を行うとともに、オフサイト(当社グループ以外)の設備への投資や出資等によるエネルギー調達も検討してまいります。

5. デジタル戦略

当社グループでは、将来の企業間の優勝劣敗に繋がり得るデジタル戦略を事業競争力強化のための重要な取組みと位置付けており、デジタル技術を積極的に取り入れ、生産性の飛躍的向上、既存事業のモデルチェンジ、さらには新しい事業モデルを創造し、競争力を高めてまいります。また、システム体制の検証や見直しを継続的に実施し、サイバー攻撃等への耐性を強化するとともに、デジタル人材の確保・育成を推進してまいります。

④サステナビリティに関する考え方及び取組み

当社グループは、従前より、持続可能な社会の実現に貢献し、社会にとって真に必要な企業グループであり続けるべく、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」並びに「日清製粉グループCSRの考え方」を実践してまいりました。また、事業を通じて社会的価値の創出に取り組むことで、「健康で豊かな生活づくりに貢献する」という企業理念の実現を目指しております。

今後も当社グループが持続的に発展し続けていくためには、環境・社会への貢献を前提としたサステナビリティ

経営を推進する必要があり、リスクと機会の観点から、最も優先的に取り組む必要がある社会課題を5つの「CSR重要課題(マテリアリティ)」として特定し、経営の最重要課題の1つと位置付けて、グループ全社でサステナビリティへの取り組みを進めております。

さらに、重要性が増しているビジネスと人権の取り組みについては、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき策定した「日清製粉グループ 人権方針」の実践として、人権デュー・ディリジェンスを進めており、各事業における課題を特定し、必要な対応策の検討及びその実践に取り組んでおります。

引き続き、事業を通じて社会に貢献するとともに、企業価値の向上に努めてまいります。

CSR重要課題(マテリアリティ)

1. 安全で健康的な食の提供と責任ある消費者コミュニケーション

<重点テーマ>

- ・食品安全の確保
- ・健康的な食生活への貢献
- ・責任ある消費者コミュニケーション

安全・安心な製品をお届けするために、消費者視点からの品質保証を第一とした品質保証体制を構築しており、国際的なマネジメントシステムの認証を取得・維持することで製品安全体制の継続的な改善、強化に取り組んでおります。また、消費者の皆様の声や消費者行政関連の情報を収集し、対応の充実を図るとともに、研究開発から生産、販売等の関係部署で情報共有し、お客様の立場に立った製品づくりに繋げております。これまで培った小麦や小麦加工技術の知見を活かして、小麦関連の健康素材(全粒粉・小麦ブラン等)を活かした

製品の開発等、健康への貢献とおいしさを両立した幅広い製品・サービスを展開することで安全で健康的な食の提供を目指しております。

2. 安定的かつ持続可能な原材料の調達推進

<重点テーマ>

- ・小麦の安定的な調達
- ・持続可能な原材料調達

各事業においてサプライチェーン上の環境課題や人権にも配慮しながら安全な原材料の安定的かつ持続可能な調達に努めております。

持続可能な原材料の調達のため、当社グループの「責任ある調達方針」及び「サプライヤー・ガイドライン」に基づいて、取引先にも協力をいただき、公正で倫理的な取引を基本とした責任ある調達が推進するとともに、国内外の原料原産地の状況把握に努め、小麦をはじめとした原材料の安定的な調達を通じて、「食」の安定確保に努めております。

3. 食品廃棄物、容器包装廃棄物への対応

<重点テーマ>

- ・食品廃棄物の削減
- ・容器包装廃棄物への取り組み

当社グループでは循環型社会形成のために資源の有効利用に取り組んでおり、サプライチェーン全体の食品廃棄物の削減、製品の包装資材の使用量削減等に取り組んでおります。また、化石燃料由来のプラスチックの使用量削減・減量化やバイオマス素材の活用、リサイクル性の向上等、環境に配慮した製品づくりを進めております。

当社の国内グループ会社では、2030年度までに原料調達からお客様納品までの食品廃棄物を2016年度比で50%以上削減すること(イニシオフーズ株式会社、株式会社ジョイアス・フーズ及び

トオカツフーズ株式会社は2019年度比)、また、容器包装における化石燃料由来のプラスチック使用量を2019年度比で25%以上削減することを目標としております。

4. 気候変動及び水問題への対応

<重点テーマ>

- ・気候変動への適応とその緩和
- ・水資源への取組み

気候変動影響への対応については、グループの自社拠点におけるCO₂排出量実質ゼロの2050年目標と2030年度までに2013年度比でCO₂排出量50%削減の達成に向けて、省エネ設備の導入や生産効率の改善、太陽光発電設備等再生可能エネルギーの利用拡大等の施策を積極的に進めております。

また、CO₂削減ロードマップを作成し、年度毎の削減量の進捗管理と要因分析に活用するとともに、グループ全体で投資時期や規模、効果の検討を行い、事業戦略の中で取組みを進めております。さらに、インターナルカーボンプライシング(ICP)を導入し、CO₂排出量削減効果を経済価値として把握した上で、各施策を推進しております。

水問題への対応については、当社グループは、サプライチェーン各段階の取引先とともに限りある資源である水の有効利用を目指しており、2040年度までにグループの工場の水使用量原単位を2021年度比で30%削減することを目標としております。

【気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に基づく情報開示】

当社グループは、2021年にTCFD提言への賛同を表明するとともにTCFDコンソーシアムへ

参加し、気候変動が当社グループに与える影響についてTCFDフレームワークに沿ったシナリオ分析を実施しております。

5. 健全で働きがいのある労働環境の確保

<重点テーマ>

- ・人材育成
- ・従業員の労働環境と健康
- ・多様性の尊重

経営戦略の実行力向上に向けて新たな挑戦・変革を主導する人材を育成すべく、「事業経営者育成プログラム」、「DX中核人材研修」、「グローバル人材育成研修」等の各種研修プログラムを実施しております。

また、従業員の労働災害の未然防止対策強化を図るとともに、「健康」で「活き活き」と働くことを実現するために、メンタルヘルスケアや健康増進にも力を入れ、社長をトップとして、健康経営を推進しております。2022年度は経済産業省が創設した認定制度である「健康経営優良法人(ホワイト500)」の認定を3年連続で取得いたしました。

さらに、変化していく時代において多様性を尊重した経営の重要性が増しており、女性活躍をはじめダイバーシティ&インクルージョンの推進、及び柔軟な働き方を可能とする制度改正等に加え、各種講演会や研修等の様々な取組みを通じ、すべての人がお互いを尊重しあう企業風土の構築を進めております。

以上の課題への取組みを着実に実行し、グループの一層の発展を図ってまいりますので、何卒株主各位の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第176期 2019年度	第177期 2020年度	第178期 2021年度	第179期 2022年度 (当 期)
売 上 高 (百万円)	712,180	679,495	679,736	798,681
経 常 利 益 (百万円)	31,434	29,886	32,626	33,051
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	22,407	19,011	17,509	△10,381
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失(△)	75円40銭	63円95銭	58円88銭	△34円91銭
総 資 産 (百万円)	666,215	687,415	723,073	713,874
純 資 産 (百万円)	409,042	444,774	460,643	438,499

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第178期の期首から適用しております。

(4) 当社グループの設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額(支払ベース)は186億57百万円で、前期に比べ26百万円減少しております。

設備投資の主要なものは、生産能力の増強投資であります。

(5) 当社グループの資金調達の状況

当期における増資あるいは社債発行等による重要な資金調達は行っておりません。

(6) 重要な子会社等及び企業結合等の状況

① 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
(子会社)			
日清製粉株式会社	14,917	100.0	小麦粉の製造及び販売
熊本製粉株式会社	493	85.0	小麦粉、そば粉、米粉等の製造及び販売
Miller Milling Company, LLC	86	100.0	小麦粉の製造及び販売
Allied Pinnacle Pty Ltd.	9,689	100.0	小麦粉、プレミックス、ペーカリー関連原材料等の製造及び販売
株式会社日清製粉ウェルナ	5,006	100.0	パスタ類、家庭用小麦粉、冷凍食品等の販売、プレミックスの製造及び販売
日清製粉プレミックス株式会社	400	100.0	プレミックスの製造及び販売
マ・マーマカロニ株式会社	350	69.4	パスタ・冷凍食品の製造及び販売
オリエンタル酵母工業株式会社	2,617	100.0	製パン用をはじめとした食品素材、生化学製品等の製造、販売及び創薬研究支援事業
日清ファルマ株式会社	2,689	100.0	健康食品・医薬品原薬等の製造及び販売
株式会社日清製粉デリカフロンティア	100	100.0	中食・惣菜事業に係る子会社の事業活動の支援及び管理
トオカツフーズ株式会社	100	100.0	弁当・惣菜等調理済食品の製造及び販売
株式会社ジョイアス・フーズ	50	85.1	調理麺等の製造及び販売
イニシオフーズ株式会社	487	100.0	惣菜・冷凍食品の製造及び販売、デパートの直営店舗の経営
日清エンジニアリング株式会社	107	100.0	食品生産設備等の設計・工事請負・監理及び粉体機器の販売
株式会社NBCメッシュテック	1,992	100.0	メッシュクロス、成形フィルターの製造及び販売
(関連会社)			
日清丸紅飼料株式会社	5,500	40.0	配合飼料の製造及び販売

(注) 1. 当社は、当事業年度において、株式会社日清製粉デリカフロンティアを会社分割により設立いたしました。

2. 当社の子会社である日清製粉株式会社は、当事業年度において、熊本製粉株式会社の発行済株式の85%を取得し、子会社といたしました。

3. 熊本製粉株式会社、Miller Milling Company, LLC、Allied Pinnacle Pty Ltd.、日清製粉プレミックス株式会社、トオカツフーズ株式会社、株式会社ジョイアス・フーズ及びイニシオフーズ株式会社に対する議決権比率は、子会社保有によるものであります。また、マ・マーマカロニ株式会社に対する議決権比率は、当社及び子会社保有によるものであります。

② 重要な企業結合等の状況

当社は、成長分野を主力事業に育てるための組織体制強化として、2022年7月に、中食・惣菜事業を統括する中間持株会社である株式会社日清製粉デリカフロンティアを会社分割により設立いたしました。

当社の子会社である日清製粉株式会社は、シナジー効果によるコスト競争力と市場への適応力の増進を図り、事業競争力を一層高めるため、2023年1月に熊本製粉株式会社の発行済株式の85%を取得し、子会社といたしました。

(7)当社グループの主要な事業内容

(2023年3月31日現在)

当社グループの事業及びその主要な製品等は次のとおりであります。当社は持株会社として、これらの各事業を営む会社を支配・管理しております。

事業区分	主要な製品等
製粉事業	小麦粉、ふすま及び小麦粉関連製品
食品事業	プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、製パン用等の食品素材、生化学製品、創薬研究支援事業、健康食品
中食・惣菜事業	弁当・惣菜・調理麺等調理済食品
その他事業	設備の設計・監理・工事請負、メッシュクロス

(8)当社グループの主要な事業所

(2023年3月31日現在)

- ①当社** 本社(東京都千代田区)
研究所(ふじみ野市)
生産技術研究所
基礎研究所
QEセンター

②製粉事業

- 日清製粉株式会社 本社(東京都千代田区)
つくば穀物科学研究所(つくば市)
札幌営業部(札幌市)
仙台営業部(仙台市)
関東営業部(東京都中央区)
東京営業部(東京都中央区)
名古屋営業部(名古屋市)
大阪営業部(大阪市)
中四国営業部(岡山市)
福岡営業部(福岡市)
函館工場(函館市)
千葉工場(千葉市)
鶴見工場(川崎市)
名古屋工場(名古屋市)
知多工場(知多市)
東灘工場(神戸市)
岡山工場(岡山市)
坂出工場(坂出市)
福岡工場(福岡市)
- 熊本製粉株式会社 本社(熊本市)
福岡工場(福岡市)
熊本工場(熊本市)
合志米粉工場(合志市)
- Miller Milling Company, LLC 本社(米国ミネソタ州)
Winchester工場(米国ヴァージニア州)
Fresno工場(米国カリフォルニア州)
Los Angeles工場(米国カリフォルニア州)
Oakland工場(米国カリフォルニア州)
Saginaw工場(米国テキサス州)
- Allied Pinnacle Pty Ltd. 本社(豪州ニューサウスウェールズ州)
Kingsgrove工場(豪州ニューサウスウェールズ州)
Picton工場(豪州ニューサウスウェールズ州)
Tennyson工場(豪州クイーンズランド州)
Altona工場(豪州ヴィクトリア州)
Kensington工場(豪州ヴィクトリア州)
Tullamarine工場(豪州ヴィクトリア州)
North Fremantle工場(豪州西オーストラリア州)

③ 食品事業

株式会社日清製粉ウェルナ 本社(東京都千代田区)
 北海道営業部(札幌市)
 東北営業部(仙台市)
 首都圏営業部(東京都中央区)
 広域営業部(東京都中央区)
 中部営業部(名古屋市)
 関西営業部(大阪市)
 中四国営業部(広島市)
 九州営業部(福岡市)
 館林工場(館林市)

日清製粉プレミックス株式会社 本社(東京都中央区)
 名古屋工場(名古屋市)

マ・マーマカロニ株式会社 本社(宇都宮市)
 宇都宮工場(宇都宮市)
 神戸工場(神戸市)

オリエンタル酵母工業株式会社 本社(東京都板橋区)
 東京工場(東京都板橋区)
 大阪工場(吹田市)
 びわ工場(長浜市)

日清ファルマ株式会社 本社(東京都千代田区)
 健康科学研究所(ふじみ野市)
 上田工場(上田市)

④ 中食・惣菜事業

株式会社日清製粉デリカフロンティア 本社(東京都千代田区)
 トオカツフーズ株式会社 本社(横浜市)
 足利工場(足利市)
 川口工場(川口市)
 狭山工場(狭山市)
 千葉柏工場(柏市)
 八千代工場(八千代市)
 横浜鶴見工場(横浜市)
 都筑工場(横浜市)
 山北工場(神奈川県足柄上郡)

株式会社ジョイアス・フーズ 本社(さいたま市)
 児玉工場(埼玉県児玉郡)
 京都工場(京都府久世郡)

イニシオフーズ株式会社 本社(東京都千代田区)
 熊谷工場(熊谷市)
 白岡工場(白岡市)
 名古屋工場(一宮市)
 東大阪工場(東大阪市)
 九州工場(佐賀県三養基郡)

⑤ その他事業

日清エンジニアリング株式会社 本社(東京都中央区)
 株式会社NBCメッシュテック 本社(日野市)
 山梨都留工場(都留市)
 静岡菊川工場(菊川市)

(9) 当社グループの従業員の状況

(2023年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前期末比増減
製粉事業	2,958名	+413名
食品事業	3,643名	+ 80名
中食・惣菜事業	1,571名	+ 33名
その他事業	856名	+ 6名
全社(共通)	392名	△ 30名
合計	9,420名	+502名

(注)前期末に比べ従業員数が502名増加しておりますが、主として熊本製粉株式会社及びその子会社を連結子会社化したことによるものであります。

(10) 当社グループの主要な借入先及び借入額

(2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	10,000百万円
株式会社みずほ銀行	7,356百万円

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 932,856,000株
- ② 発行済株式の総数 304,357,891株 (自己株式6,834,996株を含む)
- ③ 株主数 39,797名 (前期末比7,820名増)
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	44,554	14.9
日本生命保険相互会社	19,387	6.5
山崎製パン株式会社	16,988	5.7
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	16,290	5.4
株式会社みずほ銀行	10,447	3.5
農林中央金庫	6,932	2.3
丸紅株式会社	6,284	2.1
全国共済農業協同組合連合会	4,455	1.4
日清製粉グループ社員持株会	4,009	1.3
株式会社三井住友銀行	3,909	1.3

(注) 当社は自己株式6,834,996株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	普通株式 14,000株	7名
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	普通株式 1,200株	3名

なお、取締役(監査等委員)に対して職務執行の対価として交付した株式はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

当社における地位	氏名	当社における担当	重要な兼職の状況
※代表取締役 取締役社長	瀧原 賢二		日清製粉株式会社取締役会長
代表取締役 専務執行役員	毛利 晃	企画本部管掌 経理・財務本部管掌	
取締役 専務執行役員	増島 直人	総務本部長	
取締役 専務執行役員	山田 貴夫		日清製粉株式会社取締役社長（代表取締役）
取締役 常務執行役員	小高 聡	技術本部長	
取締役 常務執行役員	小池 祐司		株式会社日清製粉ウェルナ取締役社長（代表取締役）
取締役 常務執行役員	岩崎 浩一		株式会社日清製粉デリカフロンティア取締役社長（代表取締役） トオカツフーズ株式会社取締役会長（代表取締役）
取締役	伏屋 和彦		一般社団法人日本内部監査協会会長
取締役	永井 素夫		日産自動車株式会社社外取締役 オルガノ株式会社社外取締役
※取締役	遠藤 信博		日本電気株式会社特別顧問 株式会社日本取引所グループ社外取締役 住友ファーマ株式会社社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役 一般社団法人日本経済団体連合会副会長 公益社団法人経済同友会副代表幹事
取締役 (常勤監査等委員)	大内 章		
取締役 (監査等委員)	伊東 敏		公認会計士 伊東公認会計士事務所所長
取締役 (監査等委員)	富田 美栄子		弁護士 西綜合法律事務所代表 ファナック株式会社社外取締役（監査等委員） 鉄建建設株式会社社外取締役 東京電力パワーグリッド株式会社社外監査役
※取締役 (監査等委員)	安藤 隆春		株式会社アミューズ社外取締役 株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役 東武鉄道株式会社社外取締役 楽天グループ株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役 伏屋和彦、永井素夫、遠藤信博の3氏及び取締役（監査等委員）伊東 敏、富田美栄子、安藤隆春の3氏は社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役全員を、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」（インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/pdf/independence.pdf>)に掲載しております。)に基づき、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（常勤監査等委員）大内 章氏は、当社での経理・財務の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）伊東 敏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、監査の実効性を高めるために、常勤の監査等委員を選定しております。

6. 当事業年度における当社取締役(監査等委員を含む。)及びその地位の異動は次のとおりであります。
- 1) 2022年6月28日をもって、見目信樹、三村明夫の両氏は取締役を任期満了により退任し、河和哲雄氏は取締役(監査等委員)を辞任いたしました。また、同日開催の第178回定時株主総会において、※印を付した取締役及び取締役(監査等委員)が新たに選任され就任いたしました。
 - 2) 2022年6月28日をもって、瀧原賢二氏は取締役社長(代表取締役)に、増島直人、山田貴夫の両氏は専務執行役員にそれぞれ就任いたしました。
7. 当事業年度における重要な兼職の状況に関する異動は次のとおりであります。
- | | | |
|------------|-------|--|
| 取締役 | 遠藤信博氏 | 一般社団法人日本経済団体連合会副会長就任
(2022年6月1日)
日本電気株式会社取締役会長退任
日本電気株式会社特別顧問就任
(2022年6月22日) |
| 取締役 | 瀧原賢二氏 | 日清製粉株式会社専務取締役退任
日清製粉株式会社取締役会長就任
(2022年6月28日) |
| 取締役 | 岩崎浩一氏 | 株式会社日清製粉デリカフロンティア取締役社長(代表取締役)就任
(2022年7月1日) |
| 取締役(監査等委員) | 安藤隆春氏 | 楽天グループ株式会社社外取締役就任
(2023年3月30日) |
| 取締役 | 小池祐司氏 | 株式会社日清製粉ウエルナ取締役社長(代表取締役)辞任
(2023年3月31日) |
8. 当社は業務執行の迅速性を高めるために執行役員制度を導入しており、2023年3月31日現在、取締役兼務者を除く執行役員が15名おります。

②責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の契約を締結しております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。当該保険契約の保険料はすべて会社が負担しております。当該保険契約では、法令違反であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を定めているほか、免責金額を設定しており、被保険者に一定の自己負担を求める内容となっております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社国内子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等であります。

④取締役の報酬等

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

当社は、独立社外取締役からなる指名報酬等諮問委員会の協議を経て、取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、1.において同じ。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。当該決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

- ・当社の取締役の報酬は、1)優秀な人材確保、2)当社の規模及び事業領域に応じた適正水準、及び3)当社の中長期的企業価値向上に向けた健全なインセンティブの一つとしての機能の各要素を踏まえて設定することとし、一定の割合を、業績を反映する変動報酬部分で構成し、グループ貢献度等を考慮するとともに、中長期的なグループ基本戦略に対する貢献度も加味していくこととする。

- ・当社の社内取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、1) 役位に応じて毎月支給する固定報酬（基本報酬）、2) 過去の業績に対する貢献度を反映し、原則として毎年一定の時期に支給する変動報酬（賞与）、及び3) より一層株主価値を重視した経営の推進を図るべく将来の業績を反映し、年に1回、一定の時期に支給する株式報酬の組み合わせで構成し、その構成割合は概ね70：15：15をスタートラインとして、業績によって2)及び3)の額・割合が変動することを基本方針とする。
 - ・社外取締役の報酬は、基本報酬を主として構成し、株式報酬については所定の上限の範囲で付与する。
 - ・役員毎の総報酬基準額は、報酬額の客観性と妥当性を担保するため、外部機関の調査結果等も参照した上で、役員毎の職責やグループ経営への影響の大きさ等を考慮したものとする。
- 上記のほか、「3. 取締役の報酬等の額」(注)2、3、4もご参照ください。

2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議

当社は、2019年6月26日開催の第175回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び賞与は年額4億円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）、取締役（監査等委員）の報酬額は年額90百万円以内と、それぞれ決議しております。また、同定時株主総会において、株式報酬制度に係る報酬枠の設定について決議しており、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に株式交付部分として交付される当社株式の総数は、連続する3年度ごとに35万株を上限とし、株式報酬制度に基づいて当社が当社の設定した信託に拠出する額等の合計額は、連続する3年度ごとに合計300百万円を上限とすること、及び当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に毎年交付される当社株式について、交付時から3年間譲渡制限期間（譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間）を設け、譲渡制限期間中に一定の非違行為等があった場合、当該取締役に対して、当該譲渡制限の対象となる交付株式の没収に相当する金銭賠償を求められることができるものとすることを決議しております。なお、第175回定時株主総会終結時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち社外取締役は3名）、取締役（監査等委員）の員数は4名であります。

3. 取締役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等(賞与)	非金銭報酬等(株式報酬)	
取締役(監査等委員である取締役を除く)	236	169	31	36	12
取締役(監査等委員)	43	43	-	-	5
(上記のうち社外取締役)	(60)	(57)	(-)	(3)	(8)

- (注) 1. 上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び取締役（監査等委員）の人員には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名及び取締役（監査等委員）1名が含まれております。
2. 業績連動報酬等（賞与）は、当社グループの経営活動全般の活動成果を反映する連結経常利益等を指標とし、支給額は、連結経常利益の前期比増減率等に基づき前年の賞与額を増減することにより決定しております。なお、当事業年度を含む連結経常利益の実績は「1 企業集団の現況に関する事項」の「(3) 当社グループの財産及び損益の状況」に記載のとおりです。
3. 非金銭報酬等（株式報酬）については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、役員別の基準額に応じて算定された数の当社株式と金銭（納税対応分）を交付及び支給し、付与した株式については、一定の譲渡制限期間を設けております。なお、当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 職責やグループ経営への影響の大きさ等を踏まえた各取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、(注)4において同じ。）の個人評価は、グループ全体の業務執行を統括する者が行うことが適していると考えられることから、取締役会は、各取締役の報酬等の額の決定を、取締役社長に委任しております。当事業年度のうち、2022年4月から同年6月までの期間に係る報酬等の額は取締役社長見目信樹が決定しております。また、当事業年度中に取締役社長の異動があったため、2022年7月から2023年3月までの期間に係る報酬等の額は取締役社長瀧原賢二が決定しております。但し、当該決定は、上記1.により定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を踏まえ、かつ基本報酬及び非金銭報酬等（株式報酬）については役員別の基準額等に基づき、業績連動報酬等（賞与）については上記(注)2のとおり連結経常利益の前期比増減率等に基づき行われており、報酬決定過程の適正性・客観性が確保されております。当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に整合することを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は①に記載のとおりであり、当社と各兼職先との間には、重要な取引関係その他の特別な関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役 伏屋 和彦

当事業年度中に開催された取締役会のすべてに出席いたしました。取締役会において、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行う等、当社の業務執行について大蔵省(現財務省)等での要職における豊富な経験と高度な専門的知識に基づいた適切な助言、監督を行い、期待される役割を適切に果たしていただいております。

2) 取締役 永井 素夫

当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。取締役会において、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行う等、当社の業務執行について金融機関の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づいた適切な助言、監督を行い、期待される役割を適切に果たしていただいております。

3) 取締役 遠藤 信博

取締役就任後に開催された取締役会のすべてに出席いたしました。取締役会において、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行う等、当社の業務執行について企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた適切な助言、監督を行い、期待される役割を適切に果たしていただいております。

4) 取締役(監査等委員) 伊東 敏

当事業年度中に開催された取締役会及び監査等委員会のすべてに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行う等、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する高度な専門的知識に基づき監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行い、期待される役割を適切に果たしていただいております。

5) 取締役(監査等委員) 富田 美栄子

当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回に、監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行う等、主に適法性の観点から弁護士としての高い専門性と企業法務に関する豊富な経験に基づき監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行い、期待される役割を適切に果たしていただいております。

6) 取締役(監査等委員) 安藤 隆春

取締役(監査等委員)就任後に開催された取締役会及び監査等委員会のすべてに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行う等、警察庁等での要職における豊富な経験と幅広い見識に基づき監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行い、期待される役割を適切に果たしていただいております。

3 会社の体制及び方針

（1）株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、製品の高い安全性を確保し品質を保証するとともに、国民の主要食糧である小麦粉等を始めとした食の安定的な供給に貢献し続けていくことが、当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉かつ礎でもあり、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。とりわけ、小麦粉は、パン、麺、菓子など幅広い食品に用いられる原料であります。当社グループは、国内の小麦粉市場において約4割のシェアを有するリーディングカンパニーであり、家庭用はもちろん、多くの食品関連メーカー等に小麦粉を供給しております。当社グループが安全で高品質な小麦粉の安定的な供給を行うことは、わが国の食文化を支え、社会機能を維持していくこととなり、その責務を果たしていくことが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上へとつながっていきます。従って、社会への責任という観点からも、安定的な経営基盤のもとで、中長期的視点での継続的・計画的な方針に基づく経営を行い、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給を実践し続けていくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上には必要不可欠であり、この点に当社固有の事情があると考えております。これらへの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在

します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買取者が意図する経営方針や事業計画の内容、買取提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給の確保や食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前に十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

④基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第45条及び2021年6月25日開催の第177回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策(「本プラン」)を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記6))の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求めよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。

「特定買収行為」とは、i)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又はii)買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当

社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他(下記4)ア)ないしオ)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の独立社外取締役のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。
- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、当該買収提案が以下に掲げる事項をすべて充たしていると認められる場合で企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるときには、勧告決議を行わなければならないものとします。

ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと

- (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を

移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者（そのグループ会社その他の関係者を含む。以下同じ。）の利益を実現する経営を行う行為

- (c) 当社の資産を買収提案者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開・商品開発等に必要な資産や資金等を減少させる行為又は当社の株主・取引先・顧客・従業員等との協働関係を損なう行為など、当社の中長期的企業価値創出の重要な礎を不当に毀損する行為
- 1) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
 - 2) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
 - 3) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
 - 4) 当該買収提案を当社が検討（代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。）するための期間（買収提案の受領日から60営業日（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は30営業日を上限とした当該日数。))が確保されていること
 - 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければな

らないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとし、

- 6) 特定買収者（特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。）が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当に関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当を実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等（特定買収者及びその関係者をいいます。）の行使に制約が付された新株予約権をいいます。無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日（但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。）までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当の効力を生じさせないことができます。
- 7) 本新株予約権の無償割当を行う場合、無償割当基準日における全普通株主（但し、当社を除く。）に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数

を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

4 取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、定款第45条の規定に則り、2021年6月25日開催の第177回定時株主総会において株主の皆様の事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は1年であり、任期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社独立社外取締役のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の取締役としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、

取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。

- 4) 本プランは、上記③に記載のとおり、企業価値委員会が勧告決議を行わなければならない場合を規定しており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた2005年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

会社の利益配分に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向40%以上を基準として配当を行うことを基本方針とし、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当期は、豪州製粉事業における減損損失の計上により親会社株主に帰属する当期純損益が純損失となるものの、年間配当におきましては、財務状況等を勘案し、株主の皆様への一層の利益還元として、前期より1円増額の1株当たり40円を予定しております。これによりまして、期末配当を1株当たり21円とする剰余金の配当に関する議案を定時株主総会に付議させていただきます。この結果、株式分割において、1株当たりの配当金の調整を行わず配当総額を増加させた2014年3月期以降、実質的に10期連続の増配となる予定であります。

以 上

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	330,069	流動負債	150,262
現金及び預金	82,971	支払手形及び買掛金	74,565
受取手形、売掛金及び契約資産	107,887	短期借入金	14,356
棚卸資産	128,786	未払法人税等	8,941
その他	11,065	未払費用	23,247
貸倒引当金	△ 641	その他	29,150
固定資産	383,805	固定負債	125,112
有形固定資産	217,494	社債	20,000
建物及び構築物	71,134	長期借入金	13,378
機械装置及び運搬具	60,212	リース債務	37,311
土地	52,618	繰延税金負債	22,097
建設仮勘定	10,842	修繕引当金	1,562
使用権資産	17,060	退職給付に係る負債	23,422
その他	5,625	長期預り金	5,646
無形固定資産	23,677	その他	1,694
のれん	7,496	負債合計	275,375
その他	16,180	(純資産の部)	
投資その他の資産	142,633	株主資本	344,037
投資有価証券	124,653	資本金	17,117
退職給付に係る資産	340	資本剰余金	12,728
繰延税金資産	11,964	利益剰余金	325,181
その他	5,875	自己株式	△ 10,989
貸倒引当金	△ 200	その他の包括利益累計額	79,795
資産合計	713,874	その他有価証券評価差額金	52,044
		繰延ヘッジ損益	△ 13
		為替換算調整勘定	28,352
		退職給付に係る調整累計額	△ 588
		新株予約権	44
		非支配株主持分	14,621
		純資産合計	438,499
		負債純資産合計	713,874

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		798,681
売上原価		638,062
売上総利益		160,618
販売費及び一般管理費		127,786
営業利益		32,831
営業外収益		
受取利息	260	
受取配当金	3,201	
受取賃貸料	295	
その他	833	4,591
営業外費用		
支払利息	3,546	
持分法による投資損失	346	
その他	479	4,371
経常利益		33,051
特別利益		
投資有価証券売却益	24,393	24,393
特別損失		
固定資産除却損	609	
減損損失	55,704	
商号変更関連費用	251	56,565
税金等調整前当期純利益		879
法人税、住民税及び事業税	18,748	
法人税等調整額	△ 8,404	10,343
当期純損失(△)		△ 9,463
非支配株主に帰属する当期純利益		917
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△ 10,381

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	39,427	流動負債	23,726
現金及び預金	37,896	リース債務	155
売掛金	330	未払金	272
前払費用	269	未払費用	2,132
その他	931	未払法人税等	1,815
		預り金	19,280
		役員賞与引当金	30
		その他	41
固定資産	341,920	固定負債	51,296
有形固定資産	22,923	社債	20,000
建物	4,850	長期借入金	10,000
構築物	319	リース債務	74
機械装置	812	繰延税金負債	17,889
車両運搬具	14	退職給付引当金	3,013
工具器具備品	517	その他	318
土地	16,156		
リース資産	236	負 債 合 計	75,022
建設仮勘定	16	(純資産の部)	
無形固定資産	481	株主資本	265,217
借地権	18	資本金	17,117
ソフトウェア	398	資本剰余金	9,685
リース資産	63	資本準備金	9,500
その他	0	その他資本剰余金	184
投資その他の資産	318,515	利益剰余金	249,395
投資有価証券	74,251	利益準備金	4,379
関係会社株式	153,049	その他利益剰余金	245,016
出資金	354	配当引当積立金	2,000
関係会社出資金	1,268	固定資産圧縮積立金	2,484
関係会社長期貸付金	88,954	別途積立金	170,770
その他	663	繰越利益剰余金	69,761
貸倒引当金	△ 25	自己株式	△ 10,981
資 産 合 計	381,348	評価・換算差額等	41,063
		その他有価証券評価差額金	41,063
		新株予約権	44
		純 資 産 合 計	306,325
		負 債 純 資 産 合 計	381,348

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
営業収益		26,891
営業費用		15,256
営業利益		11,634
営業外収益		
受取利息	1,165	
受取配当金	2,404	
その他	52	3,621
営業外費用		
支払利息	154	
その他	12	167
経常利益		15,088
特別利益		
投資有価証券売却益	16,162	16,162
特別損失		
固定資産除却損	33	
関係会社株式評価損	10,999	11,032
税引前当期純利益		20,218
法人税、住民税及び事業税	4,994	
法人税等調整額	△ 229	4,765
当期純利益		15,453

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社日清製粉グループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤 嘉雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 土 島 真 嗣
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 山 顕 司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成

し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社日清製粉グループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤 嘉雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 土 島 真 嗣
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 山 顕 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第179期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第179期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等を含めた監査計画に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和3年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

株式会社日清製粉グループ本社 監査等委員会

常勤監査等委員 大内 章[㊟]

監査等委員 伊東 敏[㊟]

監査等委員 富田 美栄子[㊟]

監査等委員 安藤 隆春[㊟]

(注) 監査等委員伊東 敏、監査等委員富田美栄子及び監査等委員安藤隆春は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

(単位:百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,422
投資活動によるキャッシュ・フロー	487
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,625
現金及び現金同等物に係る換算差額	959
現金及び現金同等物の増減額	14,243
現金及び現金同等物の期首残高	68,728
現金及び現金同等物の期末残高	82,971

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<メモ欄>

Area with horizontal dotted lines for notes.

株主総会会場ご案内図

会場

東京都品川区北品川4丁目7番36号
東京マリオットホテル 地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム

お問い合わせ先

電話 (03) 5488-0234 (会場代表)



交通のご案内

- J R各線・京急線 「品川駅」 高輪口より徒歩約15分
- 京急線 「北品川駅」 より徒歩約5分

品川駅からの株主様専用の無料臨時送迎バスはございません。
また、駐車場のご用意はございません。

株主総会のお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

株式会社 日清製粉グループ本社
電話 (03) 5282-6666 (当社大代表)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。